

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第38号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び同第105号）の施行により障害者自立支援法（注）の一部が改正され、同法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等を条例で定めなければならないこととなつたことに伴い、当該基準等を定めることとしました。

注 平成25年4月1日に地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が施行されることにより、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められます。

2 この条例により基準等を定める事業及び施設は、次に掲げるとおりです。

- (1) 指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業
- (2) 指定障害者支援施設
- (3) 障害福祉サービス事業
- (4) 地域活動支援センター
- (5) 福祉ホーム
- (6) 障害者支援施設

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を公布する。

平成25年1月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第38号

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業（第3条～第6条）

第3章 指定障害者支援施設（第7条～第9条）

第4章 障害福祉サービス事業（第10条・第11条）

第5章 地域活動支援センター（第12条～第14条）

第6章 福祉ホーム（第15条～第17条）

第7章 障害者支援施設（第18条～第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づき、事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者自立支援法施行規則において使用する用語の例による。

第2章 指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業

（申請者に係る要件）

第3条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、京都市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

（暴力団の排除）

第4条 指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業（以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。）を行う事業所の管理者及びこれらの事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し，又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であってはならない。

2 前項の事業所は，その運営について，暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）の支配を受けてはならない。

（食費の受領）

第5条 短期入所に係る指定障害福祉サービスの事業等を行う者が，利用者から食事の提供に要する費用を受領するときは，1食を単位として受領しなければならない。ただし，経管栄養（口から食事を取ることが不可能又は困難である者に対し，チューブを用いて栄養剤又は流動食を胃，腸等に直接注入する方法をいう。）による場合その他の1食を単位としてその費用を設定することが困難である場合は，この限りでない。

（その他の基準）

第6条 前2条に定めるもののほか，法第30条第1項第2号イ並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は，障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に定める基準とする。

第3章 指定障害者支援施設

（申請者に係る要件）

第7条 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号に規定する条例で定める者は，法人であり，かつ，暴排条例第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

（暴力団の排除）

第8条 指定障害者支援施設の管理者及び指定障害者支援施設の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し，又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は，暴力団員であってはならない。

2 指定障害者支援施設は，その運営について，暴力団員等の支配を受けてはならない。

（その他の基準）

第9条 前条に定めるもののほか、法第44条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）に定める基準とする。

第4章 障害福祉サービス事業

（暴力団の排除）

第10条 障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下同じ。）を行う事業所の管理者及び当該事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（その他の基準）

第11条 前条に定めるもののほか、法第80条第1項の規定に基づき条例で定める障害福祉サービス事業に係る基準は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）に定める基準とする。

第5章 地域活動支援センター

（職員研修）

第12条 地域活動支援センターは、職員の資質の向上を図るための研修（利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための研修を除く。以下同じ。）の機会を確保しなければならない。

（暴力団の排除）

第13条 地域活動支援センターの施設長及び地域活動支援センターの利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該施設長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であってはならない。

2 地域活動支援センターは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（その他の基準）

第14条 前2条に定めるもののほか、法第80条第1項の規定に基づき条例で定める地域活動支援センターに係る基準は、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）に定める基準とする。

第6章 福祉ホーム

（職員研修）

第15条 福祉ホームは、職員の資質の向上を図るための研修の機会を確保しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 福祉ホームの管理人及び福祉ホームの利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理人の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であってはならない。

2 福祉ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(その他の基準)

第17条 前2条に定めるもののほか、法第80条第1項の規定に基づき条例で定める福祉ホームに係る基準は、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）に定める基準とする。

第7章 障害者支援施設

(暴力団の排除)

第18条 障害者支援施設の施設長及び障害者支援施設の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該施設長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であってはならない。

2 障害者支援施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(規模)

第19条 障害者支援施設（複数の昼間実施サービス（障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）を提供するものを除く。）は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人数以上としなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援B型 20人（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律第2条第1項又は第18条の2第1項に規定する養成施設として認定されている障害者支援施設を除く。以下この条において「併設障害者支援施設」という。）にあっては、10人）

(2) 施設入所支援 20人（生活介護を提供する障害者支援施設（併設障害者支援施設を除く。次項第3号において同じ。）にあっては30人、併設障害者支援施設にあっては10人）

2 複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類に応じ、当該種類ごとに、当該各号に掲げる人数以上としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20人（併設障害者支援施設にあっては、12人）以上でなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援 6人
- (2) 就労継続支援B型 10人
- (3) 施設入所支援 20人（生活介護を提供する障害者支援施設にあっては30人、併設障害者支援施設にあっては10人）

（その他の基準）

第20条 前2条に定めるもののほか、法第84条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第9条に定める基準を除く。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（関係省令の規定の引用に関する経過措置）

2 第6条、第9条、第11条、第14条、第17条及び第20条の規定の適用に関する経過措置は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（以下「関係省令」という。）並びに関係省令の全部又は一部を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

（検討）

3 本市は、第6条、第9条、第11条、第14条、第17条及び第20条の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検

討し，その結果に基づき，本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならぬ。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)